

令和7年10月9日 第18回管理型処分場環境安全委員会 議事録

枝並： 第18回管理型処分場環境安全委員会を開催いたします。本日は、ご多忙のところ委員会にご出席いただきましてありがとうございます。当面の進行は、事務局の環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課の枝並が務めます。

なお、本日は、新聞社の取材の申し込みがございましたことから、委員会開催中の写真撮影にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

開会に当たりまして、環境省福島地方環境事務所の五味より挨拶を申し上げます。
五味： 環境省福島地方環境事務所で廃棄物担当の調整官をしております五味と申します。本日は、皆さまご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、少し肌寒い中、現地をご覧いただきましてありがとうございます。

本事業は皆さまのご協力があつてこれまで進めてくることができました。今は生活ごみの埋立の事業ということで埋立を行っておりますけれども、全体として特定廃棄物の処分場の事業であるということには変わりございません。そういった中で、埋まっている廃棄物が今どのように管理されていて、今後どういう管理をされていくのかという部分も皆さまご関心のある部分かと思っております。

本日は、今の事業の状況、関連する施設や搬入路の待避場所等の撤去ですとか復旧の見通しも立ってきておりますので、そういったものもご報告してまいりたいと思います。また現在、ほぼ生活ごみの搬入という形になっておりますので、管理区域の取り扱いについても検討しており、そういった部分についてもご意見を賜りたいと思っております。また、前回ご指摘いただいているヨモギの周辺の状況ですとか、そういったものも含めてご報告してまいりたいと思っております。

引き続き、この事業が安全・安心に進められるように尽くしてまいりたいと思っておりますので、本日は、皆さまから忌憚のないご意見、ご質問、ご指導を頂ければと思います。本日は、よろしくをお願いいたします。

枝並： 議事開始前に、本日ご出席の委員をご紹介申し上げます。

国立大学法人福島大学客員教授、河津賢澄委員。

河津： 河津でございます。よろしくをお願いいたします。

枝並： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括本部本部長代理、植頭康裕委員。

植頭： 植頭でございます。よろしくお願ひします。

枝並： 福島県生活環境部環境回復推進監兼次長、角田和行委員。

角田： 角田です。よろしくお願ひします。

枝並： 福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課課長、鶴巻貴司委員。

鶴巻： 鶴巻と申します。よろしくお願ひいたします。

枝並： 富岡町健康づくり課課長、斉藤一宏委員。

斉藤： 斉藤と申します。よろしくお願ひいたします。

枝並： 富岡町生活環境課課長、飯塚裕之委員。

飯塚： 飯塚です。どうぞよろしくお願ひいたします。

枝並： 檜葉町くらし安全対策課課長、宇佐見元子委員の代理で環境係長、佐藤康晴様。

佐藤康晴： 檜葉町の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

枝並： 富岡町行政区長会会長、坂本栄司委員。

坂本： 坂本です。よろしくお願ひいたします。

枝並： 富岡町太田行政区区長、堀川康晴委員。

堀川： 堀川です。よろしくお願ひいたします。

枝並： 富岡町毛萱行政区区長、佐藤謙一委員。

佐藤謙一： 佐藤です。よろしくお願ひします。

枝並： 富岡町公害対策審議会会長、菊地成一委員。

菊地： 菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

枝並： 檜葉町行政区長会会長、皆川彰弘委員。

皆川： 皆川です。よろしくお願ひいたします。

枝並： 檜葉町上繁岡行政区区長、松本芳委員。

松本： 松本です。よろしくお願ひします。

枝並： 檜葉町繁岡行政区区長、佐藤健一委員。

佐藤健一： 佐藤です。よろしくお願ひします。

枝並： 檜葉町波倉行政区区長、渡邊晋二委員。

渡邊： 渡邊です。よろしくお願ひします。

枝並： 議事に入ります前に、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

まずは第18回管理型処分場環境安全委員会の次第になります。次に委員会名簿、あと座席表、設置要綱です。資料1は、特定廃棄物埋立処分事業の状況等について、資料2-1は、環境モニタリング調査結果について、資料2-2は、環境モニタリング調査の分析実施状況確認調査について、資料3は、令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組について、参考資料1は、特定廃棄物埋立処分施設における環境モニタリング調査結果（令和6年度）（案）、参考資料2-1、は令和6年度特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング結果（福島県）、参考資料2-2は、令和7年度特定廃棄物埋立処分施設に係るモニタリング結果（福島県）、最後に参考資料3は、令和7年3月21日第17回管理型処分場環境安全委員会議事録となります。以上でございますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の運営は、管理型処分場環境安全委員会設置要綱第4の3の規定により、委員長にお願いすることになっていますが、先般、委員の任期満了に伴い、10月5日から新たに2年間の委員委嘱させていただきましたところで、今回初めての委員会開催となりますので、議事を始める前に委員長の選任を行いたいと思います。

委員長は設置要綱第4の2の規定により、委員の中から委員会において互選することとなっています。委員の皆様、どなたか推薦いただける方はいらっしゃらないでしょうか。

鶴巻： 福島県の間貯蔵・除染対策課の鶴巻でございます。これまでどおり河津委員を推薦したいと思います。

枝並： ただ今、河津委員を委員長に推薦するご意見がありました、いかがでしょうか。

一同： 異議なし。

枝並： それでは、河津委員に委員長をお願いします。また設置要綱の第4の4の規定により、委員長に事故等があったときは、委員長の指名する委員がその職を代理することとされています。この委員長の代理について、委員長からご指名いただけないでしょうか。

河津： それでは、前回といいますか、前からやられている植頭委員にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

枝並： 委員長代理として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括本部本部長代理、植頭康裕委員にお願いしたいと思います。

植頭： よろしくお願いいたします。

枝並： 委員長からご指名がありましたので、よろしくお願いします。それでは、これからの議事の運営は、河津委員長にお願いすることになります。河津委員長、議事進行をお願いします。

河津： 河津です。初めにちょっとご挨拶したいと思いますけれども、私は、今ご紹介がありましたように第1回目からずっと委員長をやらせていただいております。

今回は18回ということで、今までの経過を見ますと、初めと比べて随分、今日も実際に現場を見て相当高くなってきて、もう終わりがほとんど見えてきたという状況だと思います。特に特定廃棄物については令和5年度に全て終了して、双葉郡のいわゆる生活ごみにつきましても令和9年度で終わりということ。これまでの期間この安全委員会の中でも行政の方、それから町民代表の方とかそういう方々のいろいろなご意見を頂きました。そういう中で環境省もその部分を努力していただきまして、本当に大きな事故もなく無事に進んできたというふうに考えています。

あと少し、最終段階に入っていますけれども、ぜひ今回、特にまた多くの委員の方が代わられているということもあります。そういう意味で、ぜひ忌憚のないご意見、今日は現場に行っているのだからちょっと気が付いたことでもありましたらぜひこの場で発言を頂いて、最終段階を迎えればよいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

河津： それでは早速、議事の方を進めてまいりたいと思います。議事の一番目、「特定廃棄物埋立処分事業の状況等について」ということで、環境省からお願いいたします。

小福田： 環境省福島地方環境事務所で廃棄物対策課長をしております小福田と申します。私の方から資料1に沿ってご説明させていただきます。

では、1ページをご覧ください。特定廃棄物埋立処分施設の状況についてでございます。これまでご説明させていただいているとおり、特定廃棄物の埋立処分自体は2年前の10月、令和5年10月末で終了しています。残りの4年間、こちら当初のお約束ですけれども、生活ごみは10年間というお約束でしたので残りの4年間、具体的に申し上げますと令和9年10月末までは、双葉郡8町村の生活ごみの埋立処分を行っているところであります。ですので、本当に残り期間としては、ほぼ2年になってきたというところになっております。

搬入した生活ごみにつきましては、先ほど現地でもご覧いただきましたけれども、令和6年5月から施設内の詰替施設において専用の収納容器、地盤改良用収納容器に詰替を行った後、今まさに上流側の区画において埋立処分を行っています。下流側区画につきましては、最終覆土工は昨年度末、令和7年3月末に終了しており、今は残りの上流側区画を使って埋立を行っておりますけれども、その北側半分についても先ほど現地をご覧いただきましたとおり、最終覆土の施工を既に開始しているところでございます。

下の表は、埋立廃棄物の袋数であるとか、輸送車両の延べ台数のこれまでの実績を整理した表であります。上の袋数で見ただけであればと思いますが、生活ごみの埋立のフェーズになってからは袋の数が非常に少なくなっている状況でありまして、今年度の実績で申し上げますと9月までの半年間で70袋ですので、月平均で申し上げますと10袋ちょっとという状況です。ちなみにですけれども、昨年度、令和6年度は255袋でありましたので月平均20袋でありましたが、今年度はさらに減って月平均10袋となっております。

先ほど現地でも生活ごみにどういうものが入っているのかということを見ていただきまして、後でも写真が出てきますけれども、今年度に入ってから若干ガラスくずの量はかなり減っているような印象を受けております。それは恐らく双葉地方広域市町村圏組合さんの方でリサイクルが進められて、その影響でごみの量が減っているのかなということ推測しているところであります。

輸送車両の延べ台数につきましても、廃棄物の量が減っておりますので連動して非常に少なくなっています。今年度で申し上げますと半年で48台、こちらは4tダンプの台数ですけれども、月平均8台という数字となっております。

2ページは、先ほどの表をグラフ化したものですので詳細の説明は割愛しますが、最終的に令和9年10月末まで埋立が続きますけれども、累計で概ね30万袋の埋立を予定しているところであります。

3ページは、実際の処分場の様子を撮影したものでございます。下流側の部分については最終覆土の施工が完了しておりまして、上流側区画の北側部分の最終覆土がまさに施工中というところであります。

4ページにつきましては、断面図であったり、2方向、別々の方向から撮影した写真を付けているものでございますので詳細の説明は割愛します。

その次、5ページでございます。今現在、実際に処分場で埋め立てている生活ごみの状況の説明です。生活ごみというのは基本的にはご家庭からいわゆる燃えないごみとして出たものが破碎・選別されて入ってきているものですので、ほぼ放射能汚染はないものと考えてはおりますけれども、われわれとしましても定期的に放射能濃度は測定を行っておりまして、8,000Bq/kg以下であるということは確認しております。実際には直近の令和7年4月の測定で申し上げますと30Bq/kg程度、高くても32Bq/kgということですので、これまで埋立を行ってきた特定廃棄物は、それこそもっと高いもの、8,000Bq/kgを超えるものもたくさんありましたので、それに比べたら当然ではありますけれどもかなり低い数字になっています。

実際のものはどういうものなのかということで写真も付けておりますけれども、

先ほど実際に現地でもご覧いただきましたとおり、アルミ缶くずのようなものが結構入っていたり、あとは陶磁器くずみたいなものが結構入っているのがご覧いただけたかなと思います。昨年もご覧いただいたときは結構ガラスくずみたいなものがあつたのですが、直近のものですとそれがかなり減っている様子が見て取れると考えています。

6 ページは、最終覆土の施工状況です。右上に最終覆土の模式断面図を付けております。廃棄物の上にはまず高さ調整土を載せまして、その上に排水マットや通気・防水シートを敷いた上で、いわゆる水を通さない層であるベントナイト砕石を敷き、排水材としての砕石を置いて、遮水シートも挟んだ上で砕石を敷いて、その上にセメント混合土を敷いて、さらにその上にモルタル吹付をする、その上にさらに保護土を載せて種子吹付をするという断面になっています。施工している上流側区画の北側のところは、セメント混合土の部分が完了しまして、まさにモルタル吹付を行う直前でありました。模式断面図を見ていただければと思いますけれども、ベントナイト砕石、遮水シート、その上にモルタルと、水をとにかく中に入れないという発想で、三重の対策といえるのではないかと考えています。

上流側区画の施工につきましては、北側については今施工しておりますけれども、今年度中には施工も完了するというところで想定しております。残った上流側の南側の区画を使って、生活ごみの埋立作業を残りの2年間で実施する予定で進めているところであります。

その次、7 ページは、作業員の被ばく線量管理の報告です。測定方法はこれまでもご説明しているところではありますけれども、念のため改めてご説明しますと、埋立処分事業に従事している作業員の方々は、ガラスバッジの線量計と電子ポケット線量計の2種類の線量計を併用して被ばく線量を測定・記録しております。特にガラスバッジの線量計については、中央登録センターというところに登録して累積の線量をしっかりと把握していただいているところです。

実際の被ばく線量結果は、8 ページにお示ししております。先ほども生活ごみの線量を測ったものも見ていただきましたけれども、線量の低いものしか入ってこないということもありますので、被ばく線量としましては、一番低いところの0.1mSv未滿の被ばく線量になっているのが見て取れます。特定廃棄物を埋め立てていたのは令和5年10月まででしたけれども、令和5年10月までの間はまだ1mSv近い被ばく線量があつた作業員もいらっしゃいましたけれども、ほぼ被ばくをしていないということが見て取れると考えております。

今の話と関連しまして、その次の9 ページについてご説明します。実際に作業員の被ばく線量がかなり下がってきたということ、あと今はもう生活ごみの埋立だけを行っている状況でもありますので、処分場の中のいわゆる空間線量についてもかなり下がってきたという状況があります。元々処分場の中は1万Bq/kg以上の特定廃棄物の埋立処分を行うということではありましたが、電離放射線障害防止規則、いわゆる電離則と呼ばれていますけれども、電離則に基づく管理区域を設定し、作業員等の電離放射線による障害防止に努めてきました。「作業員等」というのは、今日も現地を見ていただく際に、長靴を履いて、手袋をして、実際に出るときにもス

クリーニングをしていただきましたけれども、そういう放射線関係の対策をしっかりした上で障害防止に努めてきたところであります。

2年前の11月以降から、生活ごみだけの埋立にはなったものの、管理区域の電離則に基づく管理区域の運用は継続してまいりましたけれども、生活ごみの放射能濃度も測定してきたり、あと被ばく線量のデータも積み重なってしまっていて、扱うものの放射能濃度や作業員の被ばく線量が極めて低いという状況が明らかになってきましたので、今年度いっぱいをもって電離則に基づく管理区域の運用を終えて、来年度から電離則に基づく管理区域を解除するというのを考えています。なお、こちらは労働安全衛生の関係ですので、富岡にある労働基準監督署にも相談した結果、管理区域の解除については支障がないというご返答を頂いているところであります。

細かな運用の変更については次のページでご紹介しますが、管理区域の設定を解除したからといって継続する項目等が一部あります。9ページの一番下の丸のところの説明していますが、当然のことながら放射能濃度の計測は定期的に行っていますけれども、こちらは継続して行うことを考えております。あと、輸送対象である生活ごみを封入しているフレキシブルコンテナの重量、表面線量率、表面汚染密度の測定、記録です。こちらは今現在、南部衛生センターから生活ごみを運搬して持ってきておりますけれども、運搬する前に重量や表面線量率、あとは表面汚染密度を測定しておりますけれども、こちらについては継続して、要するに線量が高いものが入ってこないということを事前に個別に確認するという事は継続したいと考えています。その後、最終的に処分場に持って行って地盤改良用収納容器に詰めた後の出来形、重量や線量関係、あと寸法についても引き続きしっかりと記録した上で、どこに埋立を行ったかという記録についても引き続き行ってきたいと考えております。

それで、具体的な運用の変更案として考えているのが10ページであります。それぞれご説明しますと、まず現状は管理区域の明示を行った上で汚染検査、スクリーニングを実施しておりますけれども、令和8年度以降の対応としましては、電離則に基づく管理区域というのは解除した上で、電離則に基づく入退場者の管理は実施しないということを考えております。ただし、従事者の方であるとか、あと車両が出るときの洗浄や汚染検査というのは、法令に基づくというよりも任意ということにはなりますけれども、継続したいと考えております。その一方で、一時立入の方、例えば地元の方であるとか、今回のようなご視察での一時立入に当たっては、それらの作業は省略するという事で考えております。あくまでも電離則に基づく管理区域を解除するというだけですので、処分場にみだりに人が立ち入ること自体をわれわれは想定しているものではありません。国有地ということでもありますので、人の立入の管理そのものはしっかりと継続して行っていきたいと考えています。

その次は線量計測の関係であります。先ほど被ばく線量のページでもご説明しましたとおり、今はガラスバッジの線量計を使って被ばく線量測定を行った上で中央登録センターに登録しておりますけれども、こちらについては被ばく線量の測定と

従事者の方への通知というのは継続して行う一方、一時立入の方については取りやめるとすることで考えているところであります。

あとは保護具の関係ですけれども、作業従事者の方については保護具の着用は継続して行いたいと考えておりますけれども、作業従事者以外、いわゆる一時立入の方については、工事の現場でございましていわゆる工事の現場に最低限必要となる保護具については着用いただくということを想定しておりますけれども、電離則に基づく対応という観点においては省略するというところで考えています。

その次、特別教育です。いわゆる電離則に基づく特別教育というのは今後は省略するというところで考えております。

その次は作業環境測定です。これまでは毎月あるいは年2回実施していたものを年1回に減らすというところで考えております。

電離放射線健康診断につきましても、電離則に基づく健康診断ですけれども、こちらについても今後は実施しないということを考えています。

最後の2個は電離則に基づく対応とは異なりますけれども、まず一つ目は輸送車両周囲の線量測定であります。今の運用では、南部衛生センターから持ってくる際には、最初の車両については、もちろん載せる廃棄物については個別に計測しているのですが、それに加えて車両についても線量測定を行ってまいりました。ただ一方で、今は数が非常に少なくなったということで、持ってくる際にフレキシブルコンテナ自体の個別の測定は行っているということもありますし、そもそも持ってくるものの線量自体が少なくなっているという事情もありますので、車両の測定は今後省略するというところで考えております。ただ一方で、先ほど一つ前のページで申し上げましたとおり、フレキシブルコンテナそのものの個別の測定は継続したいと考えています。

あともう1個、ゲートモニタによる線量測定です。こちらのゲートモニタを元々設置した目的ですけれども、管理型処分場においては10万Bq/kgを超える廃棄物は受け入れない、10万Bq/kg以下のものしか受け入れないというお約束で進めていたところでありまして、まさにゲートモニタを使って10万Bq/kgを超えるものが入ってこないかどうかということをチェックする目的で、当初設置したと理解しております。ただ一方で、今は生活ごみだけの埋立になっているということもありますし、生活ごみ自体も非常に線量が少なくなっている状況ですので、この場でご了解いただけるということであれば、ゲートモニタの運用を今年度いっぱいまで終えて、来年度からゲートモニタの撤去を計画しているところであります。

10ページの説明は以上でありまして、11ページと12ページはちょっと細かい部分ですけれども、法令面での扱い、あと12ページについては具体的な線量のデータについて掲載させていただいています。念のためご説明しますと11ページ左側の赤い四角で囲った部分が、今回管理区域を解除しても問題ないという判断をした根拠であります。電離則に基づく管理区域を設定する具体的な根拠としましては、外部放射線による実効線量と空气中的放射性物質による実効線量の合計が、被ばく線量3カ月で1.3mSvを超える恐れがある区域、または放射性物質の表面汚染密度が4Bq/cm²を超える恐れのある区域であれば管理区域に設定する必要がありますけれ

ども、いずれも満たさなくなつたということですので、法令面でも管理区域を解除しても問題ないという理解であります。

12 ページでは、実際の表面汚染密度のデータ、あとは表面線量率、実際のゲートモニタのデータを図示しています。表面汚染密度については、一番高いものでも $0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$ でありましたし、表面線量率も平均値は $0.07\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、一番高いものでも $0.19\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ でありました。ゲートモニタについても恐らく低くてバックグラウンドと同等になると理解しておりますけれども、 $0.05\sim 0.06\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ あたりで分布しているのが見て取れると考えています。

その次、13 ページは搬入側の話題であります。特定廃棄物の埋立処分事業の受け入れを地元の方々にご判断いただくに当たって、当初は輸送車両がたくさん往来するという事情もありましたので、専用の搬入道路を環境省の方で、地元の方に土地をお借りして一部待避場所を拡張して作ったりとか、あとは処分場の目の前にある待機場、アスファルト舗装が広がっている所についても整備させていただきました。一方、車両の台数が非常に少なくなつたという事情もありますので、こちらの待避場所についても地元の方々と相談させていただきまして、まず待避場所のところにつきましては青い部分になりますけれども、待避場所につきましては 10 月末ぐらいから工事を開始する予定でありまして、年度内に元の形で農地にお戻りする予定で進めているところであります。

来年度につきましては、オレンジの部分の施工を予定しており、待機場等の撤去ですけれども、今は見学者施設やお手洗いなどを設置しているところですが、こちらについても、今は見学に来られる方には、見学者施設の方でヘルメットなどをお渡ししたりしておりますけれども、来年度からはそういう役割を処分場の中でも実施できるかなと考えております。待機場に設置しているものについては撤去した上で、来年度から舗装等撤去した上で元の農地、こちらは田んぼをお借りしていたものですけれども、元の田んぼに戻した上でお返しするということを来年度いっぱいでは実施したいと考えております。一方で、田んぼに戻した後も若干の不具合等が発生する可能性が想定されますので、次の年にも引き続き何か不具合があった場合に対応できるようにわれわれの中では計画しているところであります。

13 ページは以上でありまして、14 ページはセメント固型化処理施設の解体撤去が終わりましてというご報告です。元々この処分場に持ってきていた特定廃棄物のうち、飛灰については波倉地区に設置させていただいたセメント固型化処理施設で固型化の作業を行った上で埋立を行っておりましたが、セメント固型化処理施設自体も 2 年前に運営を終了しており、以降は解体撤去工事を進めてきましたが、6 月末をもって無事に工事を終了したところであります。こちらの地区自体は、檜葉町の方で産業団地の整備に取りかかっていると認識しております。

その次、15 ページからは「リプルンふくしま」の状況についてご報告させていただいております。「リプルンふくしま」については年に 2 回ほど、いわゆる運営委員会というものを開催していて、後のページにも出てきますけれども、運営実績報告であるとか今後の運営方針についてご説明させていただいたり、頂いたアンケートのご紹介などをさせていただいたり、今後の取組みについてもご説明差し上げてい

るところであります。

「リプルンふくしま」は開館して7年が経過しており、その次の16ページに「リプルンふくしま」の実際の運営の実績を載せています。来館者の累計は8月末現在の数字としまして91,605人、9万人を超えたところであります。恐らく来年度には10万人を突破するところが見えてきていると考えています。引き続きこちらの施設についても運営を継続していく予定です。

その次に17ページ、「リプルンふくしま」の方で地元のイベントに幾つか参加させていただいておりまして、今年度、両町の地元のイベントに参加させていただいたものをご紹介します。このような形で「リプルンふくしま」の事業においても、なるべくご地元で根差した形でうまく運営を続けていければと考えています。

最後に18ページですけれども、こちらは後での福島県さんの資料とも若干関連するところではありますけれども、福島県さんの立入調査をしていただいたところ、入口の立札について連絡先の表示が劣化して見えづらいというご指摘を頂きましたので、ご指摘を受けて看板の表示について修復を実施したというご報告であります。資料1の説明は以上でございます。

河津： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関してご質問、ご意見等ございましたら、遠慮なく挙手の上、発言していただけたらと思います。いかがでしょうか。まず初めての方はちょっと分からないことがあったかもしれないけれども、どうぞご質問の形で結構ですので、何か分からないことがありましたらぜひ。

松本： 上繁岡行政区の松本です。13ページの搬入道路と駐車場の原状復旧についてですが、農地だった所ですね、駐車場の方、こちらを令和8年度に原状復旧して地主さんへ返すという話で、地主さんの方から既に、原状復旧された後は水田を管理してくれという形で、こちらの農業をやっているグループの方に事前をお願いされています。それで、多分そういう形になるのかなとは思っているのですが、檜葉町の除染工事で使用した水田等も原状回復して地主さんに返却、その後ほとんどの仮置場だった所は農地として今は開放されているのですが、ほとんどの仮置場の場合、1年目、2年目に稲作等をやっても収量が少ないというのがございました。

今回、この場所は駐車場という形ですが、要するに農地表面の土を当然いじってしまうわけなので、耕作土の部分をついていじると1年目、2年目はまともな収穫ができないのではないかというのが懸念されます。間違いなくといっていいくらい予想されますので、そういうことについての何か対策はお考えなのでしょうか。

河津： それでは、環境省、お願いいたします。

小福田： ご指摘ありがとうございます。もちろんお返しさせていただくに当たって、行政区の区長さんと、あとは地元の地権者の方々ともご相談させていただきながらというふうには思っていますけれども、一方でできる範囲も限られる部分がございますので、できる範囲でどういうことができるかというのをしっかりと考えた上で、できる範囲の対応はさせていただければということで、よくよく相談させていただきながら進めていければと考えております。

河津： よろしいでしょうか。ぜひ地権者の方に沿った形でといいますか、そういった改善策をぜひ取っていただければと思います。他にいかがでしょうか。

佐藤健一：繁岡行政区の佐藤ですけれども、今の部分のラインで6号線のところに信号があるのです。今後その信号はどうなるのですか。お伺いします。

河津： 環境省、お願いいたします。

小福田： ご指摘ありがとうございます。信号については警察ともご相談させていただいて、基本的にはこのまま残すということで今は考えているところです。

河津： よろしいですか。現状では残すということで。

植頭： 13 ページに待機場等の撤去・原状復旧工事というところがあって、その中に見学者施設も含まれていますね。これは、お客さまが来たときにそこで準備を整えて、ヘルメット等を渡したり説明をしたりするような場所だったはずなので、今後ここがなくなってもしっかりとお客さま目線で、説明や駐車場も含めてそういう流れのところを環境省の中でも一度見ていただきたいと思います。不都合が生じないような対応をお願いしたいと思います。

河津： 環境省、お願いいたします。

小福田： ご指摘ありがとうございます。まさにご指摘の点についてもしっかりと考えていく必要があると思います。基本的には処分場の中で、例えばヘルメットをご準備いただく、あとは事前のご説明も十分可能なのかなということは考えています。駐車場の部分につきましても、今は管理区域を設定している都合上どうしても中に停められる範囲というのは限られているところですが、管理区域を解除することによって中の運用も比較的柔軟になると考えておりますので、うまく運用ができるようにしっかりと現場レベルで考えていきたいと思っています。

植頭： お願いします。

河津： よろしいですか。他にいかがでしょうか。

渡邊： 波倉行政区の渡邊です。もしかしたら議題から外れるかも分からないのですが、セメント固型化処理施設の撤去工事が終わったというお話が最後にあったのですが、波倉地区にはこれに関連して仮置場がまだそのままになっていますよね。仮置場の原状復旧というか、契約が終わって引き渡しはまだ先になると思うのですが、セメント固型化処理施設が終わったために運営協議会の方がなくなっていますよね。仮置場の件について、今後についていろいろと議論したい部分があるのですが、そういった場面はこれからまたつくっていただけるのでしょうか。行政区としてもいろいろな要望がまだ残ってしまっていて、原状に戻すといっても田んぼに戻されても困るという地権者もかなり多くて、田んぼに戻されても何もやれる人がいないし、それを何とか畑に変更して返還ということにできないだろうかといろいろな話が出ています。そのあたりの議論がまだ残っていると思うので、そういった場面をぜひつくっていただけないかなというふうに思うのですが。

河津： 環境省、よろしいですか。

小福田： ありがとうございます。私自身が直接仮置場を担当しているわけではございませんので、戻って仮置場の担当には今頂いたご意見について早急に共有したいと思えます。その上で、必要に応じて環境省だけなのか、あるいは檜葉町さんにご相談しながらなのか、とは思いますが、しっかりと担当に伝えた上で検討を進めるようにしたいと思います。

河津： よろしいでしょうか。ぜひ檜葉町役場さんの方にも、調整は当然出てくるでしょうからその辺はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。他にいかがでしょうか。

管理区域を今回から外すということが一つ大きな変更点だと思うのですが、それに関して何かご意見やご質問がございましたら。どうぞお願ひします。

皆川： 檜葉町の行政区長会会長をやっています皆川ですけれども、管理区域から除外されるということで、多分この後にもしかするとお話があるかもしれないのですけれども、それによって当然、放射性物質を外に持ち出さないということに対してのものはなくなっていくということなのですが、それ以外に環境モニタリングみたいな、いろいろなモニタリングをやっているらっしゃると思うのですが、その部分でなくなるものがあるのかなのか、ちょっと確認したいと思ひます。

河津： 環境省、お願ひいたします。

小福田： ご指摘ありがとうございます。結論としましては、基本的になくなるということはありません。例えば空間線量率の測定も定期的にやっておりますし、地下水の測定なども定期的にやっておりますけれども、そもそも法律が違ふということもありますので、そちらはいわゆる汚染対処特措法の方で測定しているものでありますので、そちらのモニタリングについては継続ということになっています。

皆川： 承知しました。

河津： よろしいでしょうか。あくまでも法律に基づいての範囲、電離則に基づいての義務的事項については外れますという話です。ですから、環境については当然また継続してやるということです。

植頭： 管理区域の解除の話があったので、委員長からもあったように、本件は電離則に関する管理区域の解除であって、原子炉等規制法に基づく管理区域ではなかったもので、そもそもが作業員の方の被ばくを防止するという観点で管理区域を設定していたものです。それで、今、放射性物質で汚染した廃棄物が入ってくる計画がなくなってきたので管理区域を解除していく。ただし、モニタリングについては別の法律でしっかりやっていくということで整理できると思ひます。

あとは、中央登録センターの登録は、当然ながら管理区域が解除されていくので、そこにいる方は放射線業務の従事者ではないから登録ができないことになり、これは妥当だと思いますし、ただし、ガラスバッジで線量を測定するのは継続してもらえということなので、その辺は環境省も作業員の方々の状況を把握できるので、これから法律で求められなくても被ばく線量はしっかりと各自に通知していただいて、高いことがないように、もし高くなるような傾向があれば何かまた対策を打つようなことを自発的にやる必要があると思ひますので、そこはお願ひいたします。

河津： ありがとうございます。その辺は引き続きよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。取りあえず資料1についてのご質問、ご意見、また最終的に最後にまた再度聞きたいと思ひますので、ぜひまたそのときにでも発言していただければと思ひます。

河津： それでは、次に二番目の議題ですけれども、環境モニタリング調査の結果についてということで、初めに環境省から。

小福田：それでは、引き続きまして資料 2-1 および資料 2-2、まとめてでございますけれどもご説明させていただきます。

資料 2-1 は環境モニタリング調査結果についてです。これまで処分場の関係、放射線関係もそうですし、あと水質関係、いろいろ分析してございます。まず最初に結論だけ申し上げますと、今回何か特段モニタリング関係で異常が見つかったということはありませんでした。ただ、多数測定しておりますので、順次ご紹介させていただければと思います。

まず最初に 3 ページ、4 ページですが、敷地境界の空間線量率を週 1 回測定しているものの結果であります。基本的に令和 6 年度はほぼ横ばいで推移しているというふうに見て取れると思っています。

その次の 5 ページと 6 ページが埋立地周囲の空間線量率です。こちらも同様にほぼ横ばいになっていることが見て取れると思います。

7 ページは、ちょっと横になっておりますけれども、これは埋立開始の少し前からの、それぞれ先ほどご紹介した敷地境界や埋立地周囲の空間線量率のこれまでの推移を示しております。埋立地周囲はどうしても埋立状況の中身によりけりなので、中のものの線量の影響を受けるということがございますけれども、敷地境界の方は明確に右肩下がりの傾向で推移していることが見て取れると思います。

その次をおめぐりいただきまして、こちらは場内の大気中の浮遊じんの放射能濃度の測定結果です。こちらは全て検出下限値未満、ND となっております。

その次、10 ページと 11 ページは搬入道路の浮遊じんの放射能濃度の測定結果で、こちらも全て ND という結果でした。

その次の 12 ページ、13 ページが、場内の植物中、松葉中の放射能濃度です。ほぼ横ばいといいますか、低下傾向で推移してきているというふうに見て取れると思います。

その次、14 ページ、15 ページは、放流している河川水の放射能濃度です。河川水の放射能濃度はこれまでもそうでしたけれども、ずっと検出下限値未満という結果でありました。

16 ページについては、河川の環境測定のうち、ふっ素とほう素だけ特出しして記載しています。平成 30 年度で一回、環境基準を超過したという状況はありましたが、以降は基準を超過することもなく推移してきています。

その次、18 ページ、19 ページが河川底質の放射能濃度です。こちらも基本的には右肩下がりの傾向、直近ですとほぼ横ばいの傾向と考えております。

20 ページ、21 ページが表土中の放射能濃度です。こちらも基本的には横ばいといいますか、ほぼこれまでの検出濃度の範囲内で収まっている状況と考えております。

22 ページ、23 ページが搬入道路の表土中の放射能濃度です。基本的にはこちらも同様の傾向で横ばいもしくは右肩下がりの傾向が見て取れると思います。

その次、24 ページから 27 ページの 4 ページにわたっては、腐植成分中の放射能濃度です。25 ページは純粹に時系列に並べたもの、26 ページ、27 ページは調査の時期を季節に分けて整理したのですが、こちらは基本的に右肩下がり、および直近ですと横ばいの傾向と考えています。

その次、28 ページからが植物関係、ヨモギ、ススキの放射能濃度の測定結果をお示しております。

30 ページは、ヨモギの放射能濃度を時系列に並べたもので、31 ページが季節別に並べたものです。ヨモギの生育状況が悪くてそもそも採取できない場所であったりすることもありますけれども、令和6年度のデータにつきましてはこれまでの変動の範囲内で収まっているというのが見て取れると考えています。

その次、32 ページがススキです。ススキも基本的には同様の形で整理しておりますけれども、これまでの変動の範囲内という解釈なのかなと考えています。

その次、34 ページ、35 ページは、恐らく初めてお出しするデータかと思いますが、埋立地の内部と埋立地の外の既設井戸の内部温度、孔内の温度をそれぞれ調査しているものです。基本的に可燃物については焼却炉で燃やしてから埋め立てているので、中に有機物があってそれが発酵して中の温度が上がるというのはないと考えてはいるのですが、実際にモニタリングした結果をお示ししております。調査結果をたくさん付けておりますけれども、実線の部分が埋立地の中の温度、点線の部分が埋立地の外の既設の井戸の測定結果です。基本的に内部温度については安定しているのかなと考えておりますけれども、まだモニタリングを始めたばかりですので、今後の維持管理ということを見据えて継続してモニタリングは行っていく予定です。

その次、36 ページ、37 ページが、地下水の放射能濃度の連続測定を行った結果です。仮に何かしら処分場の中から漏れているということであれば、37 ページに示しているグラフがぴょこんと上に飛び出るといったことなのですが、特段そういうこともなく推移しているの、何かしら処分場から漏れているということは見取れないのかなというところでもあります。

その次、38 ページ、39 ページ、40 ページが、大気中の放射濃度の連続測定です。これは場内にあるダストモニタを使って α 線と β 線の連続測定を行っているものですが、結論としましては40 ページの部分を見ていただければと思います。 α 線と β 線が連動して検出されていれば、元々天然に存在する放射性物質の影響と考えられます。仮にこれが放射性セシウムの影響があると、 β 線の方がかなり高くなるというところではありますけれども、そういうことは見て取れないので天然由来の放射線と解釈しております。

42 ページ、43 ページが、場内2か所に設置しておりますモニタリングポストの測定結果で、こちらも右肩下がりの傾向になっています。

44 ページは、前回の環境安全委員会でモニタリングを追加して測定してほしいというご意見を頂きまして、そのご意見を受けて今回追加的にモニタリングをしたものです。具体的に申し上げますと、ヨモギの放射能濃度、前にも定期的に測定していたものをご報告しましたけれども、富岡川と井出川のヨモギと生育表土の放射能濃度の調査を行ったということでもあります。

実際の採取地点の写真を45 ページから47 ページに記載しております、測定の結果は48 ページ、49 ページに掲載しています。これまでのヨモギの測定結果は30 ページにも出てきてはいるのですが、今回の結果はこれまでわれわれが分析してき

たヨモギの測定結果とほぼ同程度というふうに解釈しています。もちろん場所によってばらつき、表土の条件などによってばらつきがありますので、濃度のばらつきはありますけれども、基本的にこれまでわれわれが分析してきた結果の範囲内と考えています。富岡川の上流や井出川の間が他の部分に比べたら若干高いというのがありますけれども、いずれにしてもその数値であってもこれまでの変動の範囲内と考えています。その場の表土の状況などによって若干高い部分が出ている、他に比べたら若干高い部分が見えているのかなと考えています。

実際に相関を取ったものを 50 ページに記載しておりますけれども、ヨモギと生育表土の放射能濃度は相関しているという解釈であります。

ヨモギ関係は以上で、52 ページ以降は、セメント固型化処理施設の解体撤去中もモニタリング調査を継続して行っていましたので、その結果をお示ししております。こちら結論としましては、特段何か異常というのは解体期間中に見当たらなかったと思っております。

順次ご紹介させていただきますと、55 ページに No. 1 地点と No. 2 地点のモニタリング結果を示しています。元々モニタリングポストが設置してあったのですが、工事の進捗に伴ってモニタリングポストを撤去しておりましたので、そこからは手動の測定に切り替えて行っていますが、基本的にはこれまでの変動の範囲内で収まっていて、特段何か工事に伴って高くなっているということはないという解釈をしております。

56 ページも同様で、工事の進捗で周囲の影響などが変わることによって若干の上下はあるかもしれませんが、特段何か工事に伴って線量が高くなったということは見て取れないと思っております。

空間線量率が 58 ページ、59 ページと続きまして、60 ページも空間線量率の測定結果を付けさせていただいています。どれもこれまでの変動の範囲内で、工事に伴って何か影響が出たということはないと考えています。

62 ページ、63 ページも同様に空間線量率の測定結果が続きまして、こちらも異常なしです。64 ページ、65 ページも空間線量率の設定結果が続きまして、66 ページも線量結果、いずれも異常なしでございます。

68 ページと 69 ページは大気中の放射能濃度の測定結果を示しておりますけれども、こちらも全て検出限界値未満ということでして、放射性物質は検出されていません。

最後の 70 ページ、71 ページでも、地下水の放射能濃度を継続して分析していましたが、全て ND という結果でした。

総論としましては、セメント固型化処理施設は 5 年間運営して解体撤去も行ってきましたけれども、運営・解体撤去に伴って放射性物質の影響というのは特段ないのかなというふうに考えております。

資料 2-1 の説明は以上で、引き続き資料 2-2 に移らせていただきます。こちらは環境モニタリング調査の分析実施状況確認調査についてでございます。裏側の資料を簡単にご説明させていただきます。われわれは環境モニタリング、放射性物質であるとかの分析は、外部のいわゆる分析機関に委託して分析しております。品質を

確保してしっかりとやっているかどうか、要するに信頼性確保という観点で、環境省と有識者の先生にご同行いただき分析機関に立入調査を実施しまして、分析作業が適切に実施されているかということの確認、これは毎年度行っているものでございますけれども、今年度分のご報告でございます。

実施したのは令和7年8月4日で、植頭委員にご対応いただいたところです。講評としましては、全体的に品質管理の取組み自体はよく行われていて、環境省の事業を実施するに当たっては問題ないという講評を頂いているところです。その上で、さらに適切に進めていくために一部運用の改善をお願いしたいというコメントを頂いたところでございます。詳細の説明はご覧いただいて割愛しますが、ここに書いてあるようなコメントを頂いています。資料2関係の説明は以上です。

河津： ありがとうございます。それでは、環境モニタリング調査の分析実施状況確認調査についてということで、植頭委員がこれに実際に関わっているのですね。

植頭： すみません、モニタリングも含めて少し補足させてもらっていいですか。

河津： では、補足をお願いします。

植頭： 環境省の方からモニタリングの結果が出ていて、大きな変動はなかったという、これまでの変動の範囲の中だということがあったと思うのですが、ヨモギのところ、前回の委員会から少し広域でヨモギの状況を測定して評価してほしいということがあって、44ページ以降に書かれている結果があるのですが、48ページと49ページを見ていただくと、このグラフだけでは少し難解だと思うので私の方からちょっと補足を入れます。

まずヨモギは、48ページの棒グラフを見てもらうと青に対して緑の方が高くなるのですが、これは植物の成長に合わせて取り込みが大きくなるので、夏の方が春先よりも成長しますから取り込みが多くなって、その部分だけ放射能濃度も高くなります。

それから、空間線量率とヨモギの放射能濃度の違いを見ているのが48ページなのですが、空間線量率が高い場所はどういう意味合いを持っているかというと、その周辺に事故のときに放出された放射性物質がいまだに残っているということで、施設からの影響なのか、事故の影響なのかについては、4ページから6ページに戻ってもらって、敷地境界の空間線量率があって、これが高くなっていれば施設から外に出ているということになります。同じように6ページ、7ページもそうですが、空間線量率が高くなっているところはないので、線量として施設が寄与しているものではないと思われる。

それから、大気浮遊じん、大気中に放射性物質が入って施設から出ているのではないかということに関しては、大気浮遊じんの放射能ということで8ページ、9ページ、あとは搬入道路もありますけれども、そういうところで見えても高くなっていないことが分かります。ですから、施設からの影響で先ほどのヨモギ周辺の線量率が上がっているわけではないということになります。

それから49ページに、今度は生育している所の土との関係を表したグラフがあります。棒グラフのところは土の放射能を測ったものになりますが、この土の放射能が高いものと、上のヨモギの放射能の濃度、48ページの青なら青のところ、緑は

緑のところと比較してほしいのですが、49 ページの棒グラフが高いところとヨモギの48 ページの青、緑の棒グラフのところが同じような傾向を示している。これは、事故のときにその周辺に蓄積した放射性物質がそこにあって、それをヨモギが取り込んでいるというようなことを表したものであると思っています。ですので、この測定の結果、ヨモギのところが高くなっているところとかがありますが、これは一概に施設の影響ではなくて、過去の事故の痕跡を表しているものと思われるので、ちょっとそこだけ補足を入れました。

あとは、モニタリングの分析実施状況確認調査の結果についてということで資料2-2 でございますけれども、この講評の中の一番目の丸については、通常、放射能測定をするときには、検出下限値というのが決まっているので、何ベクレルまで測れるように測定してくださいと言われてやるものです。ですから、測定時間や条件等々は決まっているのですけれども、外部精度管理のように分からない試料をみんな測定して精度を比較しましょうみたいなことになると目安の値がないので、しっかりと測定条件や測定時間、カウント数を目安として決めてくださいということをごちからから申し上げたところでございました。

それから二つ目の丸です。点検記録はきちんと書いてあるのですけれども、確認者や承認者の記載がないというのは、もしかするとその記載の部分でしっかりと確認されていない、正しいことが書いていない可能性もあるから、そういうエラーをなくしてくださいというようなお願いをしているところです。

それから、ドラフトチャンバーの風量のところです。ちょっと分かりにくいかもしれないのですけれども、例えば作業員の方が吸いたくない放射性物質等、空気とともに肺の中に取り込みたくないものはドラフトチャンバーの中で分析をしたりするので、そのときにしっかりと空気が引っ張られているかどうかを見てくださいということなのですが、風量まで測定しなくても、リボンを付ければ中に引っ張られていれば分かるでしょうと、そういう見える化を図ってくださいねということをお願いしたところです。

もう一つ、サーベイメータの点検のところで、過去の数値と比較して大きな変化がないことを確認しましょうと書いてあるのですけれども、今の時代、しっかりと統計的な処理を取って、大きな変動はどのぐらいなのかというところを見ていきましょう、そのためには今までの変動範囲の標準偏差というものを取って、その3倍を超えているとか超えていないとか、そういうものを見て具体的に大きな変動があるのかないのかを見ましょう。そういうことをコメントとして言ったところでございます。以上です。

河津： ありがとうございます。そこが大切だなと思いますけれども、なかなかちょっと難しい、実際にやっていないと難しい面も確かにあるかと思いますが、何かご質問がありましたらどうぞ。また、併せてご意見もございましたら、はい、お願いします。

松本： 上繁岡行政区の松本です。ヨモギの線量測定、富岡川、井出川を調べていただきまして誠にありがとうございます。前回の委員会のごときにご意見させていただきました。それで、実際これで処分場に直接関わって線量が高いというわけではないと

いうのははっきり分かりました。ここは処分場の委員会なのですけれども、50 ページのヨモギの線量を見てふと思ったのが、これは県、町の方とも関わってくるのではないかなと思うのですけれども、食品の放射性に関わる問題で、町は50Bq/kg でしたか、それ以上のものは食べないでください、採取しないでくださいというのがあると思うのですけれども、ヨモギは富岡川上流で73Bq/kg という数値があります。実際、ヨモギを食べるといふ人はほとんどいないとは思いますが、年配の方にはよもぎ餅を食べたいなという人も出てくると思います。今戻ってきている人はほとんど高齢者が多いです。こういう方がヨモギを採ってきてよもぎ餅を作ろうとなれば、線量の高い部分を採ってしまう可能性もあるので、これは県と町の方の問題になると思うので、よろしくお願いします。以上です。

植頭： ありがとうございます。科学的なところでもう少し補足すると、ヨモギの株の数が少ないという話がありましたよね。それで、たくさん生えていれば、それを採ってきて、ある程度多い量を採ってきて測ればその地域を代表する数値と大体言えるのですけれども、何しろ株が少ないところで採ってきているので、モニタリングの結果は結果として正しいのだと思いますけれども、それをその地域の食品のモニタリングのところと一対一で結び付けるのは、ちょっとまだこれだけのデータでは少ないかなと。

ただ、こういう数字が委員会の中で出ると、一人歩きして危ないという印象を与えてしまう可能性もあるので、そこは株が少なかったのも、今採ったこの条件の中で測定した場合はこのぐらいの数字だったというような数字の扱いで見ていただきたいと思います。これは例えば、食品の流通に関するところの数字と比較すると母集団が少な過ぎてしまって、たまたま一回持ってきたものを測って高かったねと言っているようなものなので、慎重な数値の扱いにしていきたいと思います。それ以外の町の対応としては他にあると思いますけれども、科学的な扱いはそういうことでお願いします。

河津： 食べ物についての被ばく、どのぐらいの濃度のものをどのぐらい食べたらどのぐらい被ばくするのかということは、いろいろなところで調査されていると思いますので、ぜひその辺も参考にさせていただければと思うのですけれども、実際に100Bq/kg (Cs137) のものを食べたとしても、相当量を食べなければ、人に影響があるような放射線の被ばくにはなかなかならないというのが実態なのです。

皆さん誤解されて、100Bq/kg 以上のものを食べたらすぐ何か影響があるのではないかと出回ってしまうと、これからはいろいろなところで、例えば山のキノコだとか山菜だとか、そういうところはなかなか基準以下に下らない現状です。その辺も踏まえて、これは別の議論になりますけれども、ぜひその辺は、市町村のいろいろな広報室とか、あと実際に相談員センターというのがあったりして、長崎大の高村先生とかも多分付いていますので、檜葉町も付いています。富岡町も当然入っています。そういう被ばくの面から聞くということも必要かなと。要するに、あまり不安になってしまって何もできなくなっても困るところもあるので、ちょっとその辺はよく町の方でも検討していただければというふうに思います。

他にいかがでしょうか。ぜひ、今日現場を見て感じたこととかも含めて何かありましたら。いいですか。では次に進んで、最後にまた全体としてということであつとお話を聞けたらと思います。

河津： それでは三番目の「令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組について」ということで、これは福島県の方からお願いします。

阿部： 福島県中間貯蔵・除染対策課の阿部と申します。私の方から、資料3の令和7年度特定廃棄物埋立処分施設における福島県の取組について説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。初めに、福島県で実施している状況確認について説明いたします。状況確認は、安全協定に基づきまして、施設の周辺地域の安全が確保されているか確認することを目的として行っております。状況確認では、放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準の適合状況や、環境省が策定しております、施設の管理方法や環境モニタリング計画を定めた埋立処分実施要綱（案）の順守状況について確認を行っております。

今年度は、5月22日に状況確認を行いました。確認者は福島県、富岡町、櫛葉町となっております。今年度より立地町と連携して状況確認を行うこととしております。また確認方法は、現地での目視や書類により行い、特定廃棄物の飛散流出防止対策や施設の維持管理状況、施設の点検記録、環境省のモニタリング結果について確認を行いました。確認した場所は埋立地のの上流、下流、廃棄物詰替施設、浸出水処理施設となっております。結果につきましては、関係法令等に基づき、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認しました。また、処分場立札の連絡先の表示が劣化して見えづらくなっておりましたので、こちらにつきましては環境省へ改善するよう求めております。

続いて、環境モニタリングについて説明いたします。2ページをご覧ください。環境モニタリングは、安全協定に基づきまして、施設の周辺地域の安全が確保されているか確認することを目的として行っております。こちらは、放射性物質汚染対処特措法に基づく水質基準の適合状況や、埋立処分実施要綱（案）で定める項目について調査を行っております。

今年度は、5月22日に福島県立会の下、委託業者により試料の採取及び測定を実施しております。調査項目と結果につきましては記載のとおりでありまして、まず空間線量率につきましては、これまでの結果と比べて特段の変化はありませんでした。また放射能濃度につきましては、河川底質を除き全ての項目で不検出となっております。河川底質の放射能濃度につきましては、こちらもこれまでの結果と比べて特段の変化はありませんでした。また有害物質等と、ふっ素及びほう素濃度につきましては、基準を超過した項目はありませんでした。以上の結果から、関係法令等に基づき、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認しました。福島県の説明は以上です。

河津： ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関してご質問等ございましたら。

角田： ちょっと補足しますが、安全協定に基づくモニタリングですので、これについて

も引き続き実施してまいりますので、その旨は先にお伝えしたいと思います。

河津： ありがとうございます。協定に基づいて、これは実際に町の方と一緒に入っているのですよね。町の方と一緒に入りながら現場を確認しているということで、今回のデータを見ても、特にデータについて異常はないと。立札の一部表示について少し修正といいますか、はっきり見えるように求めたということでございます。よろしいですか、これに関しては。

河津： それでは、議題は全て終わりました。その他ということですがけれども、今までの議事1、2、3を含めまして全体的に、また、その他で何か普段気になっているようなことなどがございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。特に町の方からも何か、よろしいですか。

河津： それでは、長い時間、今日は現地調査を含めまして大変お疲れさまでございました。これをもちまして環境安全委員会は終了させていただきたいと思います。マイクを司会の方にお渡しします。よろしく申し上げます。

枝並： 河津委員長、ありがとうございました。以上をもちまして、第18回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。なお、準備ができ次第、リプルン事務室脇のスペースにて報道関係者様の質問をお受けする場を設けますので、ご参集のほどお願いいたします。本日はありがとうございました。